令和2年第3回臨時会

大江町議会会議録

令和 2 年 5 月 12 日 開会 令和 2 年 5 月 12 日 閉会

大 江 町 議 会

令和2年第3回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示····································
○応招・不応招議員····································
第 1 号(5月12日)
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○本日の会議に付した事件····································
○出席議員····································
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名4
○本会議に職務のため出席した者······· 4
○開会の宣告····································
○開議の宣告····································
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○行政報告····································
○議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決10
○閉会の宣告····································
○署名議員

大江町告示第31号

令和2年第3回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月11日

大江町長 松田清隆

- 1 日 時 令和2年5月12日 午前10時
- 2 場 所 大江町議会議場
- 3 附議事件
 - · 令和 2 年度大江町一般会計補正予算(第 3 号)

○応招・不応招議員

応招議員(11名)

1番 橋本彩子君 2番 菊 地 邦 弘 君 3番 藤野広美君 櫻井和彦君 4番 5番 関 野幸 一 君 6番 毛 利 登志浩 君 7番 宇津江 雅 人 君 8番 伊藤 慎一郎 君 結 城 岩太郎 君 9番 10番 土 田 勵 一 君

11番 菊 地 勝 秀 君

不応招議員(なし)

令和2年第3回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年5月12日(火)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 議第38号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(11名)

1番 橋本彩子君

2番 菊地邦弘君

3番 藤野広美君

4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君

6番 毛 利 登志浩 君

7番 宇津江 雅 人 君

8番 伊藤慎一郎 君

10番 土田 勵一君

9番 結 城 岩太郎 君

11番 菊地勝秀君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松田清隆君

教 育 長 犬 飼 藤 男 君

総務課長 五十嵐 大朗 君

政策推進課長 鈴木利 通君

税務町民課長 阿部 美代子 君

健康福祉課長 伊藤

伊藤 修君

農林課長 秋場浩幸君

建設水道課長

櫻 井 洋 志 君

教育文化課長 西田正広君

会計管理者兼出納室長

清 水 正 紀 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 金子冬樹君

議会事務局 庶務主 養族

伊藤美幸君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長(菊地勝秀君) 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク着用での議会となります ので、ご協力よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回大江町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(菊地勝秀君) これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(菊地勝秀君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地勝秀君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

9番 結 城 岩太郎 君

10番 土田 勵一君

を指名します。

◎会期の決定

○議長(菊地勝秀君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思い ます。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(菊地勝秀君) 日程第3、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。 町長。

○町長(松田清降君) 初めに、昨日の夜間に発生した林野火災について申し上げたいという ふうに思います。

昨日の午後8時過ぎ、大山自然公園から荻野方面に向かい主要地方道長井大江線に至る農 道大江南部3号線沿いの大字小見字大山、そして大字荻野字岩木、これをまたぐ林野火災が 発生しました。

午後8時12分の西村山広域消防からの火災指令を受け、周りは暗く大変な危険が伴う中で はありましたが、町の消防団におきましては、現場に消防ポンプ20台と190人の団員が駆け つけ、ジェットシューターなども合わせ、迅速かつ的確な消火活動を行っていただいたとこ ろであります。また、比較的広範囲に延焼が及んだことから、西村山広域消防本部、大江分 署はじめ各町の分署の応援隊も駆けつけていただいた結果、日をまたいだ午前0時13分に鎮 火をしたところでございます。

詳しい出火原因や延焼面積などは、本日、西村山広域消防と寒河江警察署で調査している ところでありますが、幸いにして人的な被害は確認されていなかったことは安堵していると ころであります。

なお、5月に入り空気の乾燥した状態が続いているため、火の取扱いには十分注意するよう広報するなど、今後も予防消防に努めてまいりたいと思います。

以上が林野火災に関する報告でございます。

次に、新型コロナウイルスに関しまして、4月23日の全員協議会懇談会の折にもご報告いたしましたが、その後の町の対応について改めてご報告させていただきたいと思います。

ご承知のとおり、国では5月4日に、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長すると発表しましたが、山形県のように比較的感染者が少なく特定警戒区域以外の県については、適切な措置を講じた上で、施設などの利用制限を地域の実情に応じて判断できることになりました。

これを受けて、山形県では5月8日に危機管理対策本部会議を開き、クラスター発生リスクのある一部施設を除いて、5月11日からは営業自粛要請を行わないことを発表いたしております。

大江町においても同日の夕方、対策本部会議を開いて、主に施設の利用制限について、県の方針を踏まえながら今後の方針を検討いたしました。

大江町ではこれまで、学校や公共施設などの利用制限を5月10日までとしておりましたが、 県内の感染者も7日連続で現状では確認されていないなどの状況に好転していることから、 原則として利用制限を解除する方向で考えております。

お渡ししております資料1のほうをご覧いただきたいと思います。

小・中学校につきましては、昨日11日から段階的に再開することとしており、詳細はこの 後教育長からご報告させていただきます。

ご覧のとおり、15日からの再開を目指す施設が大半でありますが、施設の点検作業と、いわゆる3密を避けるための様々な準備、施設再開の周知を進めていきたいというふうに思っております。

これらの公共施設については、近隣自治体にも同様の施設があることから、過度な混雑を 避けるためにも連携していく必要があるというふうにも思います。

この中で、町内の温泉施設についても5月15日からの再開を目指しておりますが、大広間とサウナの利用は引き続き中止すること、また、柳川温泉は営業時間を短縮し午前7時から午後8時までとさせていただきたいと考えております。なお、各温泉施設の半年券につきましては、休業中の日数分を延長するなどの手続を考えているというふうなことでございます。また、柏陵荘につきましては、当面の間利用中止としておりますが、柏陵荘の脱衣室には

窓がなく換気が悪いため、心配される密閉空間をつくり出してしまうこと、また、利用者数がどれくらい復活するのか、現時点では、柏陵荘、健康温泉館両方とも全くめどが立たないため、コスト面も考慮せざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。

なお、この期間におきましては、柏陵荘の半年券や回数券は、差額なしで健康温泉館に入 浴できるよう配慮するとのことでございます。また、健康温泉館が混雑するような事態にな るとすれば、当然ながら必要な措置を講じた上で再開することも検討してまいります。

柳川温泉のふるさと交流館と、大山自然公園のコテージ、キャンプ場につきましては、6 月1日からの再開を目指しております。いずれも宿泊施設であり、県外からの利用客が多い こと、依然として県域を越えての移動は全国的に自粛要請が続いていることなどを考慮し、 5月の末日まで利用中止といたします。

道の駅おおえと、交流ステーションの物産販売所につきましては、5月11日から再開いた しましたが、道の駅は近隣自治体とも連絡を取り合って対処したものでございます。

この間、町民の皆さん、施設のリピーターの皆様には不便をおかけし、特に、中央公民館 や体育センター、温泉施設につきましては、早期の再開を求める声も寄せていただいており ます。再開後は、より利用しやすく、皆様から親しまれる施設となるようさらに努めてまい りたいと思います。

なお、感染症予防の面でも、小・中学生と高校生に地元企業で製造された布マスクを配布させていただくほか、妊婦の方、身体障害者の方、そして、これから特別定額給付金の申請書類を送付することとしておりますが、その際には、全世帯に一律5枚のマスクを準備したいというふうに思っております。これらにかかる費用につきましては、予備費を充当させて対応させていただきました。

国が示した新しい生活様式への移行や、テレワークの推進など、検討だけでなく実行に移 すべき新たな課題も生まれてきております。

世の中には、自粛要請が解除されたことで、何となく峠を越えたような楽観的なムードも 漂い始めているようにも感じられますが、いつ感染の第2波が襲ってくるか、可能性も否定 できない状況にあるというふうにも思います。緊張感が途切れることのないよう、細心の注 意を払うべきであり、後になって取り越し苦労で終わるよう、多少行き過ぎとも言えるくら いの対応が行政には必要なのではないかとも思います。町民の皆様にも、引き続き3密を避 ける取組、手洗い、うがいの励行、感染予防に向けた取組を徹底していただきますよう、多 方面から周知に努めてまいりたいと思います。 今後とも、適宜情報提供に努めますので、議員各位の特段のご理解とご協力を賜りますようにお願い申し上げます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 続きまして、教育長。
- **〇教育長(犬飼藤男君)** おはようございます。

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校休業日の設定及びその対応についてご報告をさせていただきます。

中国、武漢を発生源とする新型コロナウイルス感染症は、昨日の時点で世界の感染者数は391万7,366名、うち死亡者数27万4,361名を数え、国内においても感染者数1万5,798名、死亡者数621名、県内においては69名の発症者を見ており、爆発的感染、いわゆるオーバーシュート手前で踏みとどまり、少しずつ回復の兆しが見え始めてきたとの見方もありますが、まだまだ予断を許さない情勢であります。

大江町では、国の要請を受けて、3月3日から春休みの20日間を挟んで5月10日まで学校を休業とする措置を取ってまいりましたが、国から示されたガイドラインや、県からの通知を基に、児童・生徒が地域における感染拡大の役割を果たしていない状況や、学校で感染対策をしっかり取ればリスクの低減は可能であるとの判断から、5月11日から、昨日から次のように学校を段階的に再開していくことといたしました。

5月11日から今週15日においては、左沢小学校は、学区を大きく2つに分けて、半分の地区ごとに午前3時間授業。本郷東小学校は全員登校、午前3時間授業。大江中学校は、全員登校、午前3時間授業とし、5月18日からの週、来週からは、どの学校も全員登校の4時間授業、この週から給食を実施する予定であります。

また、次の週、5月25日からの週は、全校とも給食ありの5時間授業とし、6月からは通常の教育活動が実施できるように計画的に進めているところです。

小学校では、ご家庭の実情を考慮して5月8日まで児童の預かりを実施しておりましたが、 11日から1週間延長し、給食を実施する18日以降は実施しないことにしております。

各校とも、検温、健康観察の徹底、マスクの着用、手洗い、換気の徹底など感染防止対策 を強化するとともに、クラスの半分が空き教室を利用するなど、身体的距離を十分に確保し て授業を行い、感染リスクの低減に努めてまいります。

また、音楽科における歌唱指導や家庭科における調理実習など、身体接触を伴う活動は極力避けてまいります。加えて、給食においては、密接、密集を避けた配膳の工夫や、食べる際には机と机の間を十分に取って食べるなど、3密にならないよう心がけてまいります。

学習進度に関しては、どの学校においても7月末まで登校日を設定し、夏休みを若干短くしたり、運動会の練習期間を短くするなど工夫を重ねながら、できる限り学習時間の確保に努めてまいりたいと存じますので、町民各位、議員各位の特段のご理解を賜りたいと存じます。

○議長(菊地勝秀君) これで行政報告は終わりました。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第4、議第38号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第3号) を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松田清隆君) 議第38号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第3号)についてご 説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策経費についての補正でございます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議の決定及び関連の補正予算の成立を受け、1人につき10万円の特別定額給付金や、子育て世帯に対する臨時特別給付金に係る事業費を計上しております。

これに加え、本町独自の施策に係る経費を計上させていただきました。

1点目でありますが、商工業者への支援として、事業収入が前年同月比で50%以上減少した事業者につきましては、国の持続化給付金の対象となりますが、この基準に満たない事業者で、事業収入について前年同月比で30%以上50%未満の減少となった事業者を支援するた

め、個人事業者には20万円、法人については40万円を給付する費用でございます。

また、さきの大型連休期間中におきまして、感染症の拡大防止のため、自粛にご協力いた だいた飲食店などに対しまして、県からの支援金の対象となる事業者に、個人事業者には10 万円、法人には20万円の支援金を町独自で上乗せしたいというふうにしております。

2点目でありますが、子育て世帯に対する支援でありますが、国からの臨時特別給付金とは別に、18歳までの子どもがいる世帯には子ども1人当たり2万円を追加して給付し、学校の臨時休校や外出自粛に伴う生活費の増加負担を支援させていただきたいというふうに考えております。

歳入予算につきましては、事業実施に伴う国県補助金のほか、不足する財源には、前年度繰越金を充当しております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億8,440万円を追加し、補正後の予算総額を58億4,140万円とするものでございます。

3ページの第2表、債務負担行為補正は、農業経営者支援資金利子補給の債務が当該年度 以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定するほか、下段の中小企業緊急災害 対策利子補給の変更については、資金融資額の増加に伴い限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上ご可決くだ さいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菊地勝秀君) 担当課長の詳細説明を求めます。
総務課長。

○総務課長(五十嵐大朗君) 議第38号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第3号)の詳細についてご説明いたします。

初めに、3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、町長説明のとおりでありますので、省略させていただきます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

5ページをお開きください。

2款総務費は8億357万3,000円の追加です。

1項5目企画費の学生生活支援事業委託料は、感染拡大防止のため大江町との行き来の自 粛を余儀なくされている県外在住の大学生などを応援するため、町内の地場産品詰め合わせ ギフトをお送りする費用でございます。

10目特別定額給付金事業費は、本年4月27日時点で、大江町の住民基本台帳に登録されて

いる外国人を含む全ての方を対象として、1人につき10万円の給付金を支給するものであります。18節に計上しておりますこの特別定額給付金のほか、関連する事務経費を計上いたしました。

今後のスケジュールといたしましては、議決をいただいた後直ちに世帯主宛てに関係書類を送付させていただき、申請書を受理した方の分から順次給付の手続を進め、今月21日の振込開始を目指しております。

6ページをお開きください。

3款民生費は2,872万4,000円の追加です。

2項2目の児童措置費は、子育て世帯への臨時特別給付金といたしまして、国からの児童 手当受給対象者に対する1人当たり1万円の臨時特別給付金に加え、本町の独自支援としま して1人当たり2万円を上乗せ支給するとともに、対象範囲を18歳までに広げ、子育て世帯 への支援充実を図るものでございます。

6款農林水産業費は15万3,000円の追加です。

1項2目農業総務費の農業経営者支援資金利子補給金は、コロナウイルスの影響により収入の減少した農業者が、山形県災害・経営安定対策資金やJAのアグリマイティー資金から受けた融資に対して、県とJA、町が連携して利子分を補給するものであります。

次の7款商工費は5,195万円の追加です。

1項2目商工振興費の産業振興事業等補助金の追加は、町内飲食店のテイクアウト促進の 取組を支援するため、チラシ印刷や新聞折り込みに係る費用を助成するものであります。

次の中小企業緊急災害対策利子補給金の追加は、売上高の減少が著しい事業者が山形県商工業振興資金の融資を受ける際に、金融機関と県、町が連携して利子分を補給するものであります。これにつきましては、4月10日提出の1号補正で所要額を計上しておりますが、融資額の大幅増が現時点で見込まれることから追加させていただくものであります。

次の商工業者経営支援給付金は、町長説明にもありましたとおり、国の持続化給付金の対象に満たない事業者に対しまして、事業収入が前年同月比で30%以上50%未満減少した場合に、個人事業者さんには20万円、法人には40万円を町独自で支給するものであります。

緊急経営改善支援金は、県からの営業自粛要請にご協力いただいた飲食店などに対しまして、町からの支援金として、個人事業者さんには10万円、法人には20万円を上乗せして給付するものであります。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、4ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

歳入予算につきましては、事業実施に伴うそれぞれの特定財源となる国県補助金を計上したほか、不足する財源には前年度繰越金を充当いたしました。

以上が令和2年度大江町一般会計補正予算(第3号)の内容であります。

なお、ただいまの説明でほぼ網羅されておりますけれども、資料2といたしまして概要を まとめましたので、ご覧いただきたいと存じます。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) 議第38号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番、菊地邦弘君。

〇2番(菊地邦弘君) 2番、菊地です。

先立ちまして、前日の火災に対しまして、消防団の皆さん、行政の皆さん、大変お疲れさ までございました。

それでは、ちょっとお聞きしたいと思います。

6ページ、7款商工費、商工業者経営支援給付金4,400万円、これは資料2のほうにもありますので理解しますけれども、どのような手続で進んでいくのか、ちょっとお聞きしたいかなと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 政策推進課長。
- 〇政策推進課長(鈴木利通君) 7款1項2目の商工業者経営支援給付金の中身については先 ほど町長及び総務課長が申し上げましたとおり、国の持続化給付金の対象とならない、前年 同月比で30%以上50%未満の商工業者に対する町からの独自の支援ということで考えており ます。

手続につきましては、国の持続化給付金の手続、国の持続化給付金につきましてはオンラインでの申請ということになっておりますけれども、町のほうには当然、申請書という紙ベースで提出していただきます。基本的な書類、つけていただく書類等々につきましては、国の持続化給付金で求められている資料に基づいた資料の提出を考えてございます。

申請の手続開始につきましては、本日、議会の議決をいただきましたら早急に要綱のほう を定めまして、めどとしては来週の月曜日、18日から申請のほうを受け付けしたいというふ うに考えてございます。

今週の木曜日に文書配付がございますので、そちらのほうで町民の方々に周知を図ってい

きたいというふうな手続を考えております。

申込み期間につきましては、国の持続化給付金が2020年、令和2年1月から12月の売上げに対する給付金ということで、町のほうも同じに考えておりますので、今年いっぱいの売上げで、申請につきましては1月中旬の申請までということで国と同じような期間、国はたしか来年、年が明けての1月15日となっておったと思いますので、そちらのほうは合わせた形で申請のほうは受け付けしたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。
- ○2番(菊地邦弘君) ありがとうございます。

この資料2の中で、きめ細かくいろいろとご支援、給付金いただきまして、本当に感謝申 し上げているところであります。

そうしまして、これからコロナというのはいつまでで終わりとかということではないですので、これからも引き続き3弾、4弾という形で支援をしていかなくてはならないかなというふうな中で、飲食店に限っては、今全国でも家賃問題が取り沙汰されていますよね。この町でも、自宅兼お店、または自宅からお店まで通って、お店で商売をする、借りて商売をしている方もいらっしゃいます。様々な形式が、様態があると思うのですけれども、その中で、立ち行かなくなって、もう支援金はいろいろと今ご説明のとおり、それを充当して続けていっていただきたいと思うんですけれども、それでもどうしてもというふうな形が出てきたりする場合があるような話も聞きます。その中で、飲食店さんの家賃でもないけれども、自宅兼でもいいですから、自宅兼以外の方々への固定資産税の優遇とか、水道料金を優遇してもらうとか、そういうふうなこともこれから先、考えていかなければならないんではないのかなというふうにちょっと思うのですけれども、そのあたりの考えを簡単に、町長、お願いいたします。

〇議長(菊地勝秀君) 町長。

○町長(松田清隆君) 借りて事業を行っている方の部分については、今、国の次の補正予算に向けていろいろな支援策が打ち出されるというような情報は、皆さん、マスコミ等の報道でご存じのことかというふうに思います。町の方に対しても、まだそういった具体的な情報は来ておりませんので、その辺のところは精査しながら、国の対応、また必要に応じては町の支援の追加なども考えなければならないのかどうかというふうなものは、今後、十分検討していきたいというふうに思います。

これから新型コロナウイルス感染に伴う経済活動の、これからはどんどん復調に向かっていくのではないかというふうには思いますが、その状況状況に合った対応を町としてもやっていかなければならないという思いは一緒でございますので、皆さん方の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。
- ○2番(菊地邦弘君) 大変前向きなお言葉、ありがとうございます。

お店の自粛を体験してみますと、正月みたいなものでしたよね。もうがらんと真っ暗で。 自宅兼お店の方、いろんな形式あるのですけれども、自宅から通って、お店を建てて、そこ で商売をなさっている方、その方々からも固定資産税はもらっているはずなのです。その 方々が、じゃ商売もう立ち行かないから、もう辞めてしまうというふうなことになれば、固 定資産税もなくなってしまう。そのような形にならないように、お店の状態が良くなってか ら十分、固定資産税なり水道料金なり頂けると思いますので、そういうところも鑑みながら、 これからいろいろと考えていっていただきたいなと思います。

でも、大変手厚い給付金支援で、すごく迅速で、商品券も17日からということで感謝申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

- 〇議長(菊地勝秀君) 4番、櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) 4番、櫻井です。

簡単な質問です。5ページ、総務費の中の企画費、学生生活支援事業委託料、これの中の概要の中の内容、帰省を自粛している県外在住の学生等に対してとあります。学生じゃなくて学生等ということは、適用範囲を広げて手厚くやっていただけているものと思います。その適用範囲、学生以外の適用範囲というのはどこまでかというのと、その対象者の人数を教えてください。

○総務課長(五十嵐大朗君) お答えいたします。

学生生活支援事業委託料の対象者でございますけれども、考えておりますのは、18歳から25歳の県外在住の大学生、短大生、専門学校生、大学院生を想定しております。人数につきましては、中学校卒業時の人数から推定したわけでありますけれども、その人数が約640~650人いるようです。ただ、その中で県外に在住されている方がどれくらいいるかというのは全く推測でしかないわけですけれども、非常にざっぱな見込みではありますけれども、約200人というふうに想定させていただきました。そのうちの約8割の方が応募いただけるの

ではないかという希望を持ってこのような金額をはじき出しているというようなことであります。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) 役場の各課の夜間、あとは休日、いつも電気がついてコロナ対策等いろいろ大変と思います。今の返答でもまだ確たる人数が出てないので、いろいろ細部、電話したり、連絡しなきゃいけないと思うんですけれども、大変ですけれども、なるべく一生懸命やっていただくことを継続していただくようにお願いします。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 1番、橋本彩子さん。
- **〇1番(橋本彩子君)** 1番、橋本です。

同じ学生生活支援事業委託料についてお伺いいたします。

今のお話ですと、大体概算でお一人4,000円ぐらいの詰め合わせをお送りになるのかと思うんですけれども、具体的にどのような詰め合わせをお送りになるのかお考えでいらっしゃいますでしょうか。

また、これは送料も含まれていると思いますので、実質幾らぐらいのものを送られる予定 なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 総務課長。
- ○総務課長(五十嵐大朗君) お答えいたします。

まず、櫻井議員のご質問で不足説明になっておりましたけれども、やり方といたしましては、ホームページとか、全戸配布のチラシによって手挙げ方式で募集するというようなことを考えております。

あと、橋本議員のご質問でありますけれども、内容につきましては、町内産品ということで、残念ながら今現在、果樹とか出ないわけですけれども、考えておりますのは、つや姫、お米ですとか、真麻うどんですとか、あるいはあてらざわせんべいですか、あと、ジュースなどを想定しておりまして、送料含めてご指摘のとおり、約4,000円程度というふうに見込んでいるところであります。

- 〇議長(菊地勝秀君) 橋本彩子さん。
- ○1番(橋本彩子君) ありがとうございます。

帰省を自粛している大学生の方はたくさんいらっしゃるようで、かなり大変だというふう にお声もいただいています。また、就職活動している方もいらっしゃって、県外に戻ってき たいんだけれども、大江町には帰ってこられないというような方で、ホテルに泊まられるということもお聞きしました。

これは、商品としてお送りすると思うんですけれども、今後、現金給付などの考えはありますでしょうか、町長。

- 〇議長(菊地勝秀君) 町長。
- ○町長(松田清隆君) 今のところは、そこまでは考えていないというふうなことでありますが、例えば、奨学金の返済などで困っているというようなこともちらほらと聞こえてきますので、その辺の実態、状況なども考慮しながら考えていかなければならない課題かなというふうには思っております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 橋本彩子さん。
- ○1番(橋本彩子君) 今回の補正予算、大変町民に寄り添った手厚い保障たくさんありまして感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- 〇議長(菊地勝秀君) 3番、藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 3番、藤野です。

今、橋本議員がおっしゃった内容について、同じことなのですけれども、この連休中にも、 私のところにも大学生がいて、東京のほうにいてアルバイトもできない、また、親の給料等 もコロナ感染で仕事が減っているというようなことがあって、とても大変なんだというふう な電話をいただいております。早急に、できれば現金をお願いできないかというふうに言わ れておりますが、そこまでできるというふうには申し上げることができませんでしたので、 お知らせ等で、役場のいろんな支援金等があると思いますので、相談窓口も出ると思います ので、そこにぜひおいでくださいというふうに申し上げましたので、よろしくお願いしたい と思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 8番、伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) 農林産のほうでちょっとお聞きいたします。

農業者経営資金利子補給ということなんですけれども、これはいろんな資金があります。 例えば、生活資金とか、あとは購入資金とか、あと購買の返済資金とかといろんなのがあり ますが、ここに書かれているマイティー資金というかな、これは何でも通用できるという考 えなのか、あとそれから、利子補給なので、何年で返済できるという期限ありなのか、まず そこら辺をお聞きしたいと思います。

〇議長(菊地勝秀君) 農林課長。

- ○農林課長(秋場浩幸君) 今、伊藤議員のアグリマイティー資金の関係でございますけれど も、こちらのほうは使途については何でも、生活資金でも、購買費用等でも可能だというこ とに聞いてございます。返済期間は、5年以内で、据置き2年以内というふうなことでござ います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) ありがとうございます。

農業関係は、今現在もこう出ているようですが、これからも今年一年といろんな形でどう 出てくるか、ちょっと予想もつかないような状態なので、例えば、先ほど商工会ですと、1 月末とかとありましたけれども、この資金については大体期限はいつ頃までか、お願いしま す。

- 〇議長(菊地勝秀君) 農林課長。
- **〇農林課長(秋場浩幸君)** 持続化給付金のことかと思いますけれども、農業についても、先ほどの中小工業者と同様というふうに理解しております。
- ○議長(菊地勝秀君) そのほかございませんか。3番、藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 3番、藤野です。

6ページ、7款2目18節の負担金、補助及び交付金の緊急経営改善支援金550万円についてお聞きしたいと思います。

国からの支援金にプラスしての英断というのは、町長にはすばらしいものだというふうに 思います。この中で、この支援金の対象者というのは、町内在住で、町外に通って飲食店等 をしているという方もいらっしゃると思うんですけれども、その方も対象に入っているのか どうかということをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 政策推進課長。
- 〇政策推進課長(鈴木利通君) 18節負担金、補助及び交付金の一番下の段の緊急経営改善支援金550万円につきましては、これは、県の事業の休業に対する県の支援金の上乗せ分ということでご理解いただきたいと思います。

こちらの事業につきましては、町内に事業所を構えている方、町内にお住まいの方という ことではなくて事業所を町内に構えている方が対象でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 藤野広美さん。
- **○3番(藤野広美君)** おっしゃることはよく分かるんですけれども、こういう町外に行って

仕事をしている方々からも町民税という形でおもらいしているのではないかというふうに思いますので、柔軟な考えをぜひお願いしたいなと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 答弁要りますか。
- ○3番(藤野広美君) お願いします。
- 〇議長(菊地勝秀君) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(鈴木利通君) お答えしたいと思います。

県の緊急経営改善支援金については、当然県内に事業所がある方で、受付については、主な事業所がある市町村が受付をするということで、町内に事業所がある方の県の補助については、町の方で受付をいたします。

町の上乗せ分については、先ほど申したとおり、町内に事業所がある方、要は、コロナ対策によりまして経営の自粛をしていただいたと、要は、町内の感染防止を図っていただいたというような形の中で今回の支援金は送らせていただくというようなことで、町内に事業所がある方という形で整理させていただいたところでございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) この方からはですけれども、自分が今飲食店を経営している市からは、自分の住所のあるところに相談をしてみてくださいというふうに言われているという声をお聞きしているので、今質問を申し上げたんですが、その辺はやっぱり他に倣うということなんでしょうね。お願いします。
- 〇議長(菊地勝秀君) 政策推進課長。
- **○政策推進課長(鈴木利通君)** 他に倣うと申しますか、考え方として、県の事業は県内に事業所がある方ということで、県の補助金、支援金のほうは対象になるかと思います。

ただ、大江町といたしましては、町内に事業所がある方がコロナウイルス感染拡大の防止を図っていただいたというような形の中で、町内に事業所がある方を今回の予算計上、提案させていただいた緊急経営改善支援金、県の事業に上乗せという形の部分についてはそのように整理させていただいて考えているところでございます。ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○議長(菊地勝秀君) 6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 6ページの児童措置費についてお伺いいたします。

ここの資料2でもありますように、児童手当を受けている部分について、町で2万円を上乗せするというようなことで、大変思い切った施策だなというふうに思うんですが、最初に、出の2,821万円というのは、ちょっと計算すると、1人当たり2万円というふうな中で数値が合わないみたいな気がするんだけれども、これが何人分なのか。

それから、国県支出金の2,668万6,000円を充当しているわけですが、これについても、2 万円で割り切れないのかなというふうな感じがします。

それから、全体で補正額2,872万4,000円という補正額を計上しているわけですが、この一般財源の203万8,000円というのがどこに充当になっているのか、ちょっと理解できないんですけれども、その辺を説明願います。

〇議長(菊地勝秀君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(伊藤 修君) それでは、お答えをいたします。

3款2項2目児童措置費の負担金の中の、子育て世帯への臨時特別給付金の中身でございますが、この中には、国のほうで示されている児童手当受給者分の1万円の上乗せ分と、町単独事業ということで、同じく0歳から高校1年生まで、あとは、特例給付対象者ということで、児童手当にも所得制限がございまして、それから漏れている方は国の対象にならないと。その方の分も含まれております。あとは、高校2年生と3年生の分ということになっております。

人数を申し上げますと、国基準分については、全部で827人を予定しております。あと、 町単独の分の2万円につきましては、高校1年生までについては同様の827人、そのほかに 特例給付対象者として20人、あとは、高校2年生、3年生につきましては、合わせて150人 も想定しているところでございます。

それに対して、歳入のほうの特定財源につきましては、4ページのほうにございますけれども、14款2項2目民生費国庫補助金の中の子育て世帯への臨時特別給付金868万6,000円、これはあくまでも国の1万円上乗せの分に対する国からの補助金になります。これは給付金のみならず、事務費、例えば印刷製本費とか、通信運搬費、システム改修委託料等についても入っておりますので、その分は国のほうのもので補塡をしていただけると。

そのほかについては一般財源になるんですが、その内訳としましては、また6ページのほうに戻っていただきまして、財源内訳を見ていただきますと、国庫支出金の中に2,668万6,000円とございます。その中の内訳は、先ほど申しました国の1万円上乗せ分の費用として808万6,000円、そのほかに4ページのほうにあります14款2項1目新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金6,000万円の中から1,800万円をその分充当させていただいております。その結果、一般財源としては203万8,000円という結果になっているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 明快な答えありがとうございます。

それで、ちょっと総務課長にお聞きしたいわけでございますが、今回の補正予算の歳入を見ると、ほとんど新型コロナ関係の国庫補助金というふうな中と、あるいは繰越金で対応しているということの中で、4ページの地方創生臨時交付金、これが6,000万円と見込んでいるわけでございますが、それを先ほど児童措置費の中にも繰り入れているというふうになっているわけでございますけれども、そのほかの6,000万円の充当というのは、7款の商工費に4,317万5,000円というふうなことで、全部この6,000万円をこの2つで措置するというふうな予算になっているのかどうか。

それから、収入の中の繰越金が、今回1,154万円というふうなことで補正額が組まれておりまして、合計で7,006万5,000円というふうな数字が出ております。私どもの理解としては、繰越金の半分を財調に組むというふうなことで理解しているわけでありますが、合計で7,000万円を繰越しで見込んだということであれば、5月の出納閉鎖期が間もなく来るわけですが、その中で、繰越しの見込みというものは、この場合の1億4,000万円というふうな数字が見込めるというふうな判断の中で計上したと思いますが、それでよろしいのかどうかお伺いしたい。

- 〇議長(菊地勝秀君) 総務課長。
- ○総務課長(五十嵐大朗君) お答えいたします。

1点目の、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の6,000万円の充当先でありますけれども、ご指摘のとおり、充当先は先ほど健康福祉課長から説明のあった3款と、残りは7款でございます。

あと、繰越金でありますけれども、今回の補正後では7,006万5,000円というふうに上げておりますけれども、まだ出納整理期間が終わっていませんので確定はしておりませんが、約1億七、八千万ぐらいになるのではないかというふうに思っています。当然、その金額が正しいとすれば、あとまだ1億あるわけでありますけれども、ご指摘のとおり、そのうちの半分は地方財政法の規定で財調に積むというふうなことになっておりますので、今後の補正予

算で積立てのほうは計上させていただくというふうなことになります。

- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) ありがとうございました。

今回の補正、それから政策予算というふうなことで現在進むわけでございますが、やはり、 世の中が迅速かつ的確というふうなことで、早期の予算執行を望んでいるというふうな状況 でありますので、なるべく早く事業執行を望んで質問を終わりたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 5番、関野幸一君。
- ○5番(関野幸一君) 今回コロナ対策で、町のほうでもいろんな施策を出していただきました。その中でも、やはり特筆的にしているところは、大江町型的持続化給付金と言われるような商工業者経営支援給付金4,400万円、これは本当に町の事業者にとっては大変ありがたい制度かなと思っております。というのは、やはり国で出している制度は、50%いかないと給付金がもらえない、その中で、やはりもらえない企業が結構町の中にもあるという話を聞いております。その中で、こういうふうな制度を出していただいたことには大変感謝をしております。

しかし、先ほど課長の話にありましたとおり、町型の給付金の申請においては、紙ベースで申請してもらうというふうなことで、早くて今週末のお知らせ版で町民の方に知らせて、それで来週から受け付ける形になると思うんですけれども、事業をやっている、いわゆる会社を経営している、またそういうところの会社であれば、そういう手続などはそれなりにできると思います。しかし、個人で事業をやっているというところは、なかなかその手続が分からない、そういう人たちも多くいるというのも多分知っていることだと思います。

その中で、今回、国の持続化給付金の申請においても、現在、先行でウェブで申請するということでやっているわけでありますが、その申請の方法もなかなか町民の方が理解できない、いわゆる我々のような個人の事業主においては、申請するまでの段取りが理解できない、申請する段階になると、今度ウェブとなると、パソコン、iPad、スマホなどのやはり専用の端末機械が必要になると。そういう中で、申請をしたくても申請できないという町民の方がいるという話も多く聞いております。

私の所属しております飲食業組合においても、半分以上の方がやはりその手続ができないということで、何とかならないかということで、商工会と、また役場等には相談に来ているかと思いますけれど、やはり、その手続等の窓口をきちんとつくっていただきたい。町のほうでは、今回10万円の定額給付金についての窓口は早急に設けるということで準備はしてい

ると思います。しかし、そのほかにも、現在困っている方がたくさんいる、先ほど藤野さんの話にもありました、いろんな悩みを抱える方がやはり相談するところがないと、そういうことで、やはり町のほうにはコロナ対策における総合的な窓口を早急につくっていただいて、いわゆる町民の悩み、また事業者等の申請のお手伝いなどしていただけるようなことを、本当に今日から、今からでもやっていただきたいと思いますけれども、そのことに対して、町長の意見を聞きたいと思います。

〇議長(菊地勝秀君) 町長。

〇町長(松田清隆君) 総合窓口というふうなことの設置について先ほど藤野議員さんのほう からもお話がありました。

やはり申請に関して、苦手な方、オンラインというふうなところ、またはその内容について苦手な方なども多くいるのかなというふうに感じていますし、そういうふうな状況も声として届いております。

今、10万円の定額給付金の部分については窓口を設けてというふうなことで対応しておりますが、職員の人的な対応の部分もありますので、今総務課を中心として、その総合窓口の設置について検討しておりますので、どういう形がいいのか、あとは、人と人との接触をできるだけ避けた形でどういったことができるのかとか、いろいろな課題もあるかというふうに思います。今、検討しているというふうなことでございますので、ぜひ、困っている方がいらっしゃる、そういった相談を受けた際には、まずは、現段階では役場の総務課のほうが総合的な窓口になっておりますので、そちらのほうにお電話を一本いただきたいというふうなことを伝えていただければよろしいのかなというふうに思います。

具体的に、設置した際には、お知らせをしながら周知を図っていきたいというふうに思いますので、ご協力をいただければありがたいというふうに思います。

〇議長(菊地勝秀君) 関野幸一君。

○5番(関野幸一君) 設置をしていただけるということでまずは安心しておりますが、設置をして、いつに設置をするか、やはりそこはきちんと町長は期限を決める、明日からでもすぐ設置をする、やはりそのような心構えでないと、まずは総務課にしてくださいということで総務課に行ったとしても、逆に総務課に行けば、真ん中のテーブルで話をしているということ自体がそもそも密になると、そのようなことであれば、3階のほうの大会議場を使うなり、そこにある程度の職員を配置して、やはり密にならないように、スムーズに話というかそういうふうに相談ができる、そういうふうなものをやっぱり考えていかなければならないそういうふうに相談ができる、そういうふうなものをやっぱり考えていかなければならない。

んじゃないかと思っております。やはりここは、先ほど毛利議員もあったように、スピーディーに、やはり、やるべきところはやる、時間をかけないでやる、国のまねをしないで大江町は大江町できちんとやっていくんだということの姿勢を見せていただきたい、そういうことで、迅速に動いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(菊地勝秀君) 答弁要りますか。意見ですか。 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) 6ページの7款1項2目、ここの緊急経営改善550万ということでございますが、これにつきましては、山形県のほうからの要請で、いわゆる4月25日から5月10日まで連休期間中営業を自粛というふうなことで、町内の企業というか、事業主の方も時間を制限してやってこられておられます。それで、これにプラスアルファとして町では550万というふうに上乗せされているんですけれども、このいわゆる飲食店等、中小企業いろいろあろうかと思うんですが、何件くらいに対してのあれかをお伺いしたいと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 政策推進課長。
- **〇政策推進課長(鈴木利通君)** お答えしたいと思います。

主立っては飲食店が一番多いのかなというふうに思っております。そのほかに宿泊業であったりとか、当然、飲食業の中には料理店、居酒屋さん等々、あるいは旅館関係等々含めた形で、個人事業者あるいは法人を含めて50事業者程度を予算化しているところでございます。以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人さん。
- ○7番(宇津江雅人君) 今回の補正というメインとなるものは、このコロナ緊急経済対策ということで、それで大江町におきましては8億幾らと、補正予算ということなんですけれども、この中で、特別定額給付金、間もなく申請が開始されると思いますが、これにつきましては今回限りということでよろしいのか。それと、今質問申し上げました緊急経営改善支援金、これは連休期間中ですから今回で終わりだと思いますが、その8億幾らの予算から、特別給付金、いわゆる大江町7,950人、10万、7億9,500万円、これを差し引きますと、8,940万ぐらいになるわけですけれども、それをその特別定額給付金以外のあれに充当していると考えられると思いますが、町からの持ち出し、これは繰越金1,154万円、これだけというふうに考えてよろしいものかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 総務課長。
- 〇総務課長(五十嵐大朗君) 特別定額給付金につきましては、現時点では今回限りかなとい

うふうに思っておりますが、それは今後の国の動向次第かというふうに思います。現時点では分からないというふうなことであります。

定額給付金事業につきましては、5ページの歳出2款1項10目でありますけれども、この 財源内訳で示しておりますとおり、全て町の持ち出しなしで国の交付金を充てているという ようなことでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) 3回目で最後になりますが、今後コロナ関係の助成交付金ということにつきましては、今回は第2弾でございますが、次の第3弾も視野に入れておかなければいけないというようなこともちょっと危惧しております。

といいますのは、まだ今政府が検討していますいわゆる家賃の問題、こういったことを大学生とか、また飲食店が、例えば大江町の方が、山形、寒河江辺りの飲食店でテナントというか借りていると。こういった家賃。また、町内に住んでいる方が、町営住宅及びそういった住宅、家賃の支払いというか、困難になった場合、これが出てくるんじゃないかなというふうに想像しておりますが、これに対する取組というのをどう考えているのかちょっとお伺いしている点と、それから、持続化給付金というのは、これは経済産業省が大本なんですが、今回の場合は2兆3,000億ぐらい、この持続化給付金はご存じのとおり、収入が半減、2分の1になった中小企業、最大200万、個人事業者最大100万円というふうなことが設けられています。これも今後、今回限りではなくて、続くというふうに思いますが、その2件についてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(鈴木利通君) 商工業者に関する部分については私のほうからお答えしたいと思いますけれども、家賃の関係につきましては、今現在、国のほうで2次補正に向けた、報道でしか分かりませんけれども、その辺の部分で、国の何らかの対応策が出てくるのかなというふうに思っておりますので、そちらのほうを踏まえた中で、商工業者に対する家賃の考え方は町独自になるのか、あるいは県、国と合わせた形になるのかですけれども、そちらのほうは今後検討していきたいなというふうに思っております。

あとは、国の持続化給付金につきましては、今現在進めて、5月1日からオンラインの申請のほうを受け付けして何万件というような形で、申請のほうは国のほうで受け付けしているかと思います。そちらのほうについては、今回、そこまでいかない、50%までいかない、30%以上50%未満につきましては、町のほうの給付金で対応ということで考えさせていただ

いて予算のほう計上しております。この辺についても、国の今後の動きなどを見ながら、第 3弾が必要なのかどうかというのは今後の国の状況を見ながら、判断は検討の必要が出てく るのかなというふうに今の段階では考えているところでございます。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) 休憩をしないで質疑を続けます。

1番、橋本彩子さん。

〇1番(橋本彩子君) 1番です。

すみません、確認だけさせてください。

先ほどの5ページ総務費の企画費、学生生活支援事業委託料ですが、こちらは160名で一 応計算されているということでしたが、もしも160名を超える応募があった場合はどのよう になりますでしょうか。

- 〇議長(菊地勝秀君) 総務課長。
- ○総務課長(五十嵐大朗君) 今後の状況次第でありますけれども、当然、不足が生じれば補 正での追加ということも視野に入ってくるかと思います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第38号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第3号)、これを原案のとおり決定する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(菊地勝秀君) 以上で臨時議会に付議された事件は全て議了いたしました。 これをもって、令和2年第3回大江町議会臨時会を閉会いたします。 閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員